

索引号 07B100173202000397 信息所属单位 种植业管理司  
信息名称 中华人民共和国农业农村部 生态环境部令 2020 年 第 7 号  
《农药包装废弃物回收处理管理办法》  
文号 2020 年 第 7 号  
生效日期 2020 年 10 月 01 日 发布日期 2020 年 08 月 27 日  
内容概述 农药包装废弃物回收处理管理办法

## 中华人民共和国农业农村部 生态环境部令 2020 年 第 7 号 《农药包装废弃物回收处理管理办法》

发布时间：2020 年 08 月 27 日

字体：[大 中 小]

「農薬包装廃棄物回収処理のための管理規則」は、2020 年 7 月 31 日の第 11 回農業農村部常務會議で承認され、生態環境部の承認を得て、現時点で公布し、2020 年 10 月 1 日から施行する。

农业农村部部长 韩长赋

生态环境部部长 黄润秋

2020 年 8 月 27 日

### 農薬包装廃棄物回収処理のための管理規則

#### 第 1 章 総則

第 1 条 「中華人民共和国・土壤污染防治法」、「中華人民共和国・固体廃棄物環境汚染防止法」、「農薬管理規則」等の法律、行政規則に基づいて、農薬包装廃棄物汚染の防止、公衆衛生の保障、生態環境の保護のために、本管理規則を制定する。

第 2 条 この規則は、農業生産プロセスにおける農薬包装廃棄物の回収と処理活動、およびそれらの監督管理に適用される。

第 3 条 本管理規則での“農薬包装廃棄物”とは、農薬使用後に廃棄されるもので農薬と直接接触したもの、または農薬残留物を含む包装物、瓶、缶、ドラム缶、袋などを指す。

第 4 条 各レベルの地方人民政府は、「中華人民共和国・土壤污染防治法」の規定に従い、農薬包装廃棄物回収処理を監督管理する職責を担う関連部門を組織、調整、監督し、健全な回収処理システムを確立し、農薬包装廃棄物の回収処理等の施設を建設する。

第 5 条 県レベル以上の地方人民政府の農業農村の主管部門は、その行政区域内の農薬生産者、事業者、および使用者の農薬包装廃棄物の回収処理業務履行を監督・管理する責務を負う。

県レベル以上の地方人民政府の生態環境の主管部門は、その行政区域内での農薬包装廃棄物の回収処理活動による生じる環境汚染防止の監督・管理する責務を負う。

第 6 条 農薬生産者（農薬を中国に輸出する企業を含む）、事業者および使用者は、農薬包装廃棄物の回収処理の義務を積極的に果たし、農薬包装廃棄物を速やかに回収して処理を行う。

第 7 条 国家は、業界団体が農薬包装廃棄物の回収処理における組織、調整、技術指導、およびサービス提供の役割を果たすことを奨励及び支援し、農薬包装廃棄物の回収処理を実施する専門のサービス機関を奨励およびサポートする。

第 8 条 県レベル以上の地方人民政府の農業農村と生態環境を主管する部門は、様々な形態を採用し、農薬包装廃棄物の回収処理に関する宣伝と教育を実施し、農薬製造

業者、事業者及び専門サービス機関を指導し、農薬包装廃棄物の回収処理を実施するように指導する。

農薬生産者、事業者及び社会団体に、農薬包装廃棄物の回収処理に関する宣伝と教育を実施することを奨励する。

## 第2章 農薬包装廃棄物回収

第9条 県レベル以上の地方人民政府の農業・農村主管部門は、行政区域での農薬包装廃棄物の発生状況を調査及び監視し、農薬包装廃棄物回収システムの確立を指導し、県、郷、村の農薬包装廃棄物回収所（場所）を合理的に設定し、管理責任を明確にする。

第10条 農薬生産者と事業者は、「誰が製造、販売し、回収するのか」という原則に従い、相当する農薬包装廃棄物を回収する義務を果たす。農薬生産者、事業者は、農薬包装廃棄物の回収義務の具体的な実施方法について協議、決定することができる。農薬事業者は、事業所に農薬包装廃棄物回収装置を設置し、販売した農薬の包装廃棄物の受け入れを拒否してはならない。農薬製造者、事業者は、有効な措置を講じ、農薬使用者がタイムリーに（速やかに）農薬包装廃棄物を返却するように指導しなければならない。

第11条 農薬使用者はタイムリーに（速やかに）農薬包装廃棄物を収集し、農薬事業者または農薬包装廃棄物回収所（場所）に返却し、勝手に廃棄してはならない。農薬使用者は使用過程中に於いて、農薬調整時に洗浄等の方法により包装中の農薬を最大限に利用し、残留する農薬を減らさなければならない。条件が許せば、検査員等の農薬包装廃棄物洗浄試験機構の探索、構築を奨励する。

第12条 農薬事業者と農薬包装廃棄物回収所（場所）は、農薬包装廃棄物回収台帳を用い、

農薬包装廃棄物数量と関連情報を記録する。回収台帳は2年以上保存すること。

第13条 農薬生産者は、農薬の包装を改善して、洗浄と回収容易にする。国は、農薬生産者に、再資源化及び廃棄処理が容易な包装物の使用、水溶性高分子の包装物又は環境で分解可能な包装物を奨励し、アルミホイル包装物の段階的な廃止を推奨する。回収し易い大容量包装物の使用を奨励する。

## 第3章 農薬包装廃棄物処理

第14条 農薬事業者と農薬包装廃棄物所（場所）は、関連する施設、場所の管理と維持を強化し、収集した農薬包装廃棄物を適切に保管し、勝手に（許可なく）農薬包装廃棄物を倒したり、積み重ねたり、撒き散らしてはなりません。

第15条 農薬包装廃棄物の輸送は、環境汚染を防止するための措置を講じ、農薬包装廃棄物は勝手に廃棄したり、撒き散らしてはならない。輸送ツールは、防雨、漏れ防止、散乱防止の要件を満たさなければならない。

第16条 国は、農薬包装廃棄物の資源化利用を奨励、支援する；資源利用以外には、法律や規制に従って埋め立て、焼却等の無害化処置を行わなければならない。資源化利用は、「リスクが制御可能であること、場所と仕向け先が確認できること、追跡が可能であること」の原則に従って、省レベルの人民政府の農業農村主管部門は、対応する生態環境主管部門と協力して、地域の実際のニーズに基づいた資源利用単位を決定し、それを公布する。人体への健康への危害を防ぐために、食器、子供用玩具等の製造には資源化利用してはならない。資源利用組織は、農薬包装廃棄物を転売してはならない。県レベル以上の地方人民政府の農業農村主管部門、生態環境主管部門は、回収された農薬包装廃棄物を利用及び処分するために資源化利用組織を指導する。

第17条 農薬包装廃棄物処理費用は、対応する農薬生産者と事業者が負担するものとする；農薬生産者、事業者が不明な場合は、処理費用は所在地の県レベルの人民政府が

処分負担する。関連する地方部門に資金を投入し、補助金の付与、優遇措置等を奨励し、農薬包装廃棄物の回収、保管、輸送、処分および資源利用活動を支援する。

#### 第4章 法律責任

第18条 県レベル以上の人民政府の農業農村主管部門又は生態環境管理部門が規制に従って職務を遂行できなかった場合、直接責任を負う主管者及び他の直接責任者は法律に従って処分される；犯罪が構成されている場合、法律に従って刑事責任を追究される。

第19条 農薬生産者、事業者、使用者が、規制に従った農薬包装廃棄物の回収、処理の義務を果たせなかった場合、「中華人民共和国の土壤污染防治」第88条の規定に従って、地方政府の農業農村当局によって罰せられる。

第20条 農薬包装廃棄物の回収処理の過程で、環境汚染が発生した場合は、「中華人民共和国固体廃棄物による環境汚染の防止法」等の関連法律規定に従って、地方自治体の生態環境の管轄部門によって罰せられる。

第21条 農薬事業者と農薬包装廃棄物回収所（場所）が、規定に従った農薬包装廃棄物回収台帳を制定しなかった場合、地方人民政府の農業農村主管部門は是正を命ずる；是正を拒否する又は重大な状況の場合には 20,000 元を超える罰金を科すことができる。

#### 第5章 附則

第22条 これらの施策で言及されている専門サービス組織とは、農薬包装廃棄物回収処理等の事業活動に従事している組織を指す。

第23条 本規定は、2020年10月1日から施行する。

以上